

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、一定割合に軽減する措置です。なお、設備が所在する市区町村へ申告・納税する必要があります。

再生可能エネルギー発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置です。新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から一定の割合に軽減されます。

対象者

□再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者

摘要期限

2020年3月31日まで

*最新の情報にご留意ください。

対象設備

太陽光発電設備以外の対象設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものに限られます。また、太陽光発電設備については、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限られます。

- □太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものを除く)
- □風力発電設備
- □中小水力発電設備
- □バイオマス発電設備(2万kW未満)
- □地熱発電設備

措置内容

□ 固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、一定割合に軽減

参考: 償却資産税申告・納税スケジュール

月	内容
1月	• 毎年1月末までに、設備所在の市区町村へ申告
2月	
3月	
4月	
5月	• 納税額の通知
6月	• 第1回納付
7月	
8月	
9月	• 第2回納付
10月	
11月	
12月	• 第3回納付
1月	(毎年1月末までに、設備所在の区町村へ申告)
2月	• 第4回納付



各自治体で運用が異なる可能性があります。

税務手続の詳細や最新情報は、設備所在の都道府県・市区町村までお問合せください。